

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課 障害者福祉係	
許 認 可 等 名	特別障害者手当の支給資格の認定	
根 拠 法 令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
根 拠 条 項	第26条の5において準用する第19条	
連 絡 先	(電話 621-5177)	
審 査 基 準	基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 支給対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳以上の在宅者 ・ 精神又は身体に著しく重度の障害があるため、常時特別の介護を要する者 2 その他申請不可(資格喪失)要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所者 ・ 3ヶ月超の長期入院者 3 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令で定める程度の障害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律令別表第2(第1条関係) <ol style="list-style-type: none"> (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの (4) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの (5) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの (6) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	参 考 事 項	(1)徳島市特別障害者手当等事務取扱要領 (2)改定 特別障害者手当等支給事務の手引 (厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課 監修)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 40日(休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準

基準

- (7) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- ア 上記(1)から(7)までに規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が2以上存するもの
- イ 上表(1)から(7)までに規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が1つ存し、かつ、それ以外の国民年金2級程度の障害が2つ存し、あわせて3つの障害が存するもの
- ウ 上表(3)から(5)までに規定する身体の機能の障害が1つ存し、それが重度であるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められるもの
- エ 上表(6)・(7)に規定する病状又は精神の障害が1つ存し、その状態が絶対安静又は精神の障害にあつては日常生活能力の評価が極めて重度であると認められるもの